

山梨県 手数料納付連絡票

手数料名	液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料		
略称	液石貯蔵施設変更許可手		
納付金額	15,000	※記載された金額を手打ちしてください	



◆ 留意事項

- ・ 手数料等を納付するときは、本票をレジ設置窓口を持参してください。
- ・ 窓口で手数料等を納付されましたら、レシートと合わせて発行される納付済証を受け取り、申請書等と併せて、手続きの担当課へご提出ください。
- ・ 納付済証は再度の発行を行うことができませんので、大切に保管してください。
- ・ キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。
領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。
- ・ この納付連絡票を使用して各警察署で手数料を納付する場合、窓口の混雑状況により、少々お時間をいただく可能性があります。

【この手数料に関するお問合せ先】

山梨県庁防災局 消防保安課 電話055-223-1434

※ 納付金額については確認の上、納付をお願いします。